

令和 8 年 5 月 15 日

保 護 者 様

大阪市立高倉中学校長 屋島 豊市
同 PTA 会長

令和 8 年度 学校徴収金（生徒費、積立金）及び PTA 会費の納入について

新緑の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は本校教育活動発展のため、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして予算編成の結果、今年度の学校徴収金及び PTA 会費の納入額が決定いたしましたので、下記の点にご注意いただき、期日までに納入くださいますようお願いいたします。

記

1 口座振替（口座引き落とし）について

毎月の振替日に指定された「ゆうちょ銀行のご登録口座」より引き落としされます。期日までに必ずご入金いただきますようお願いいたします。

預金口座登録のお届けをされていないご家庭については、毎月現金徴収を行います。

毎月の振替日までに現金をご持参のうえ本校 事務室まで納入してください。

第 1 回目の振替日（5 月分引き落とし）は全学年 5 月 26 日（火）となります。

PTA 会費につきましては 1 口あたり 200 円とし、生徒 1 名につき申込口数×12 ヶ月分を徴収いたします。

（例 4 口申込みの場合 1 口 200 円×申込口数（4 口）×12 ヶ月分＝年額 9,600 円）

きょうだいで在籍しているご家庭についても、生徒 1 名につき徴収を行いますのでご承知おきください。

振替については振替額にあわせて振替手数料として別途 10 円の費用が発生します。

振替手数料が不足している場合についても振替不能となり、未納扱いとなりますのでご注意ください。

なお、きょうだいが在籍している場合で、登録口座が同一であっても生徒 1 人につき 1 件での取扱いとなります。（例：3 人きょうだいの場合＝それぞれの学年の振替額＋手数料（10 円×3）＝振替合計額）

2 予算の詳細ならびに納入金額、振替日について

別紙「学校徴収金学年別・月別徴収金額一覧表」、「生徒費会計予算書」、「生徒費会計収入及び支出の明細」、「積立金会計予算書」を本通知とともに当該学年へそれぞれ配付いたします。

予算内容及び納入金額をご確認いただくとともに、「学校徴収金学年別・月別徴収金額一覧表」についてはご家庭で常時内容を確認できるところに掲示するなど、振替日の確認のご協力をお願いいたします。

3 未納について

残高不足等で振替不能となった場合は未納扱いとなります。ご家庭に「未納通知書」を発行いたしますので、通知書に記載された期日までに、必ず本校事務室まで納入をお願いいたします。

原則、未納金額については現金徴収となります。未納扱いとならないよう毎月の振替日までに必ずご入金いただきますようご協力をお願いいたします。

4 問い合わせ先について

その他、ご不明な点やご相談等ございましたら、高倉中学校 事務室までご連絡ください。

(Tel 06-6921-3333)